
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 **【審議事項】IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 共通支配下の企業からの関連会社又は共同支配企業の取得**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2017 年 7 月 13 日に開催された第 15 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（以下「前回の専門委員会」という。）においてご審議いただいた、IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）による、共通支配下の企業からの関連会社又は共同支配企業の取得に関するアジェンダ決定案に対する当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている¹。

II. 背景

2. IFRS-IC は、共通支配下にある 2 つの企業において、一方の企業が、他方の企業が有している関連会社又は共同支配企業に対する持分を取得する取引（以下「当該取引」という。）の会計処理について、当該関連会社又は共同支配企業に対する持分を取得した企業が IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。）で規定されている、共通支配下の企業結合に係る範囲除外の規定を適用できるかどうかという論点について、次の内容を含むアジェンダ決定案を公表している（公表されたアジェンダ決定案の仮訳を別紙 1 に記載している）。
 - (1) IAS 第 28 号には共通支配下の企業からの関連会社又は共同支配企業に対する持分の取得についての範囲除外がないため、企業は当該取引の持分を取得する際に IAS 第 28 号の要求事項を適用することになり、IFRS 第 3 号における共通支配下の事業結合についての範囲除外を類推適用しない。
 - (2) 持分の取得を会計処理する際に、企業は取引が所有者としての立場での所有者との取引を含んでいるかどうかを評価することが必要と考え、その場合、企業は当該投資の原価を所有者との取引を考慮に入れて決定する。
3. 前項のアジェンダ決定案に対し、当委員会事務局は、前回の専門委員会において、コメント・レターを提出しないことを提案していた。前回の専門委員会では当委員会事務局の提案に対し、次のように賛否両論の意見が聞かれた。

¹ 前回の専門委員会で使用した資料の抜粋は別紙 2 に示している。

コメント・レターを提出しないことに反対する主な意見

- ・ 本論点における持分法投資総額の決定及び取得原価の配分手続（PPA）の要否に関して、IFRS 基準は明確な規定がなく、現在進行中の共通支配下の取引に係るリサーチ・プロジェクトの結果に左右されると考えられる。当該プロジェクト完了前に解釈指針委員会で決定すべき案件ではないのではないか。
- ・ 本論点は検討すべき事項も多いと考えるため、IAS 第 28 号を適用した結果が意味あるものになるかを再検討すべきではないか。

コメント・レターを提出しないことに賛成する主な意見

- ・ 本論点は、IAS 第 28 号を明確に適用できる範囲と考えており、IFRS 第 3 号の類推適用の話を持ち出す必要はないと考えている。

4. 2017 年 7 月 28 日に開催された第 365 回企業会計基準委員会では、本論点に関して意見は聞かれなかった。

III. 当委員会事務局の対応（案）

5. 前回の専門委員会において聞かれた意見を踏まえ、次の内容をコメントすることが考えられるがどうか。
 - (1) アジェンダ決定案の内容については賛否両論の意見が聞かれたこと
 - (2) 多数意見として、IASB が現在進行中の「共通支配下における企業結合プロジェクト」において、共通支配下の企業結合の会計処理に関して結論を出すまでは、本論点についてアジェンダ決定案を公表すべきではないという意見が聞かれた。本論点で問題となっている取引は、共通支配下の取引であり、その会計処理と、共通支配下の企業結合取引の会計処理とは首尾一貫させるべきであるというのがその主な理由である。
 - (3) 少数意見として、本論点で問題となっている取引は IAS 第 28 号の適用範囲内に含まれるものであり、その旨明確化するアジェンダ決定案を公表することに異論はないという意見が聞かれた。
6. 前項を踏まえて作成したコメント・レターの文案を別紙に示している。

ディスカッション・ポイント

本論点におけるアジェンダ決定案に対するコメントの方向性（案）について、ご質問やご意見があればお伺いしたい。

以 上

(別紙1)

2017年6月のIFRIC Updateに掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 — 共通支配下の企業からの関連会社又は共同支配企業の取得

委員会は、共通支配下の企業からの関連会社又は共同支配企業に対する持分の取得の会計処理方法の明確化を求める要望を受けた。特に、要望提出者は、IFRS第3号「企業結合」の第2項(c)における共通支配下の事業結合についての範囲除外を類推適用することが適切かどうかを質問した。

委員会は、IAS第28号には共通支配下の企業からの関連会社又は共同支配企業に対する持分の取得についての範囲除外がないことに着目した。したがって、企業はこのような持分を取得する際にIAS第28号の要求事項を適用する。委員会は、企業はIFRS第3号における共通支配下の事業結合についての範囲除外を類推適用しないと結論を下した。その際に、委員会は、関連会社又は共同支配企業に対する持分を会計処理する際に使用する手続に関するIAS第28号の第26項の要求事項は、IFRS第3号の第2項(c)を類推適用する根拠として使用すべきではないことに留意した。

委員会は、持分の取得を会計処理する際に、企業は取引が所有者としての立場での所有者との取引を含んでいるかどうかを評価することになると考えた。その場合、企業は当該投資の原価を所有者との取引を考慮に入れて決定する。

以 上

(別紙 2)

第 15 回 IFRS 適用課題対応専門委員会資料抜粋**I. 背景及び経緯**

1. 2012 年 10 月に IFRS-IC は、共通支配下にある 2 つの企業において、一方の企業が、他方の企業が有している関連会社又は共同支配企業に対する持分を取得する取引（以下「当該取引」という。）の会計処理について、当該関連会社又は共同支配企業に対する持分を取得した企業が IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。）で規定されている、共通支配下の企業結合に係る範囲除外の規定を適用できるかどうかを照会する要望書を受けとった。
2. 2013 年に IFRS-IC は、この論点について議論した。その結果、この論点は共通支配下の企業結合プロジェクト及び持分法プロジェクトと関連させて検討すべきであると考え、アジェンダに追加しないことを決定した。
3. IASB がその後、共通支配下の企業結合プロジェクトの範囲について、共通支配下の企業結合のみを扱うことを決定したため、当該取引は取扱われないことになった。また、持分法プロジェクトの範囲について、IASB はまだ決定していないが、IASB スタッフは、その範囲に含まれないであろうと考えている。そこで、IFRS-IC においてこの論点の取扱いについて再検討することとした。

(見解)

4. IASB スタッフは、当該取引の会計処理にはばらつきがあると理解しており、次の 2 つの見解があるとしている。

(1) 見解 A：関連会社又は共同支配企業に対する持分を取得した企業は、IAS 第 28 号の規定を適用する。

- ・見解 A の下では、IAS 第 28 号は、当該取引に係る範囲除外の規定を含んでいないため、IAS 第 28 号を適用することになる。したがって、関連会社又は共同支配企業に対する持分を取得した企業は、当該持分に対して持分法を適用し、取得持分を原価で認識し、IAS 第 28 号第 32 項に従い当初原価測定調整を行う。

IAS 第 28 号第 32 項

投資は、関連会社又は共同支配企業となった日から持分法で会計処理される。

投資の取得時には、投資原価と投資先の識別可能な資産及び負債の正味の公正価値に対する企業の持分との差額は、次のように会計処理される。

(a) 関連会社又は共同支配企業に係るのれんは、投資の帳簿価額に含まれる。当該のれんの償却は認められない。

(b) 投資先の識別可能な資産及び負債の正味の公正価値に対する企業の持分が、投資原価を上回る超過額は、当該投資を取得した期間における関連会社又は共同支配企業の純損益に対する企業の持分の算定において、収益として含まれる。

(2) 見解 B：関連会社又は共同支配企業に対する持分を取得した企業は、IFRS 第 3 号における共通支配下の企業結合に係る範囲除外の規定を適用し、IFRS 第 3 号を適用しない。

- ・ IFRS 第 3 号第 2 項(c)は、共通支配下の企業又は事業同士の結合が IFRS 第 3 号の範囲から除外されることを規定している。また、IAS 第 28 号第 26 項は、持分法の手続きとして、子会社の取得の会計処理に用いられる手続きの基礎となっている考え方を採用している。したがって、見解 B の下では、関連会社又は共同支配企業に対する持分を取得した企業は当該取引に関して IFRS 第 3 号第 2 項(c)の範囲除外の規定を同様に適用できることになる。

IAS 第 28 号第 26 項（下線は事務局による追加）

持分法の適用の際に適切な手続きの多くは、IFRS 第 10 号に記述されている連結手続きと同様である。さらに、子会社の取得の会計処理に用いられる手続きの基礎となっている考え方も、関連会社又は共同支配企業に対する投資の取得の会計処理に採用されている。

IFRS 第 3 号第 2 項(c)

本基準は企業結合の定義を満たす取引又はその他の事象に適用される。本基準は次の取引には適用しない。

(中略)

(c) 共通支配下の企業又は事業の結合

- ・ 見解 B の下では、IFRS 第 3 号を適用しないこととなるが、具体的な会計処理は明確ではないため、会計処理にばらつきが見られている。IASB スタッフは、こ

の見解 B においては、関連会社又は共同支配企業に対する持分を帳簿価額により引継ぐか、公正価値で認識することになると理解している。

II. 2013 年 1 月及び 5 月の IFRS-IC 会議における議論

- 2013 年 1 月及び 5 月の IFRS-IC 会議において、IFRS-IC メンバーは見解 A に同意した。しかし、一部の IFRS-IC メンバーは IAS 第 28 号を適用した結果が不適切になるおそれがあることへの懸念を示し、また、特定の会計上の結果を達成する機会を与えることになるかもしれないことへの懸念を示した。

III. 2017 年 6 月の IFRS-IC 会議における議論

IASB スタッフの分析

- IASB スタッフは、次の分析を行い、本論点をアジェンダとして取り上げないことを提案している。

(IFRS 第 3 号の範囲除外の規定の適用について)

- 本資料の第 9 項から第 13 項に記載した理由により、IASB スタッフは、IFRS 第 3 号の範囲除外の規定は適用できないと考えている。
- IAS 第 28 号第 2 項において、「本基準は、投資先に対して共同支配又は重要な影響力を有する投資者であるすべての企業が適用しなければならない。」と規定しており、共通支配下の企業との取引について除外していないため、IAS 第 28 号が適用される。
- IAS 第 28 号における持分法の規定は、共通支配下の企業から関連会社及び共同支配企業の持分を取得する場合と、外部から取得する場合とで取扱いを区分していない。
- IAS 第 28 号第 26 項は、持分法の手続きとして、子会社の取得の会計処理に用いられる手続きの基礎となっている考え方を採用していることを規定しているのみで、IAS 第 28 号の範囲について参照しているわけではない。
- IFRS 第 3 号第 2 項(c)の範囲除外の規定は、企業結合に係る規定であり、当該取引は企業結合には該当しない。
- IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」(以下「IAS 第 8 号」という。)では、適用する IFRS 基準が明確に規定されていないときに、類似及び関連する規定を検討すると規定されているのみであり、当該取引については明確に規定されている。

(共通支配下の取引における IAS 第 28 号第 32 項の適用について)

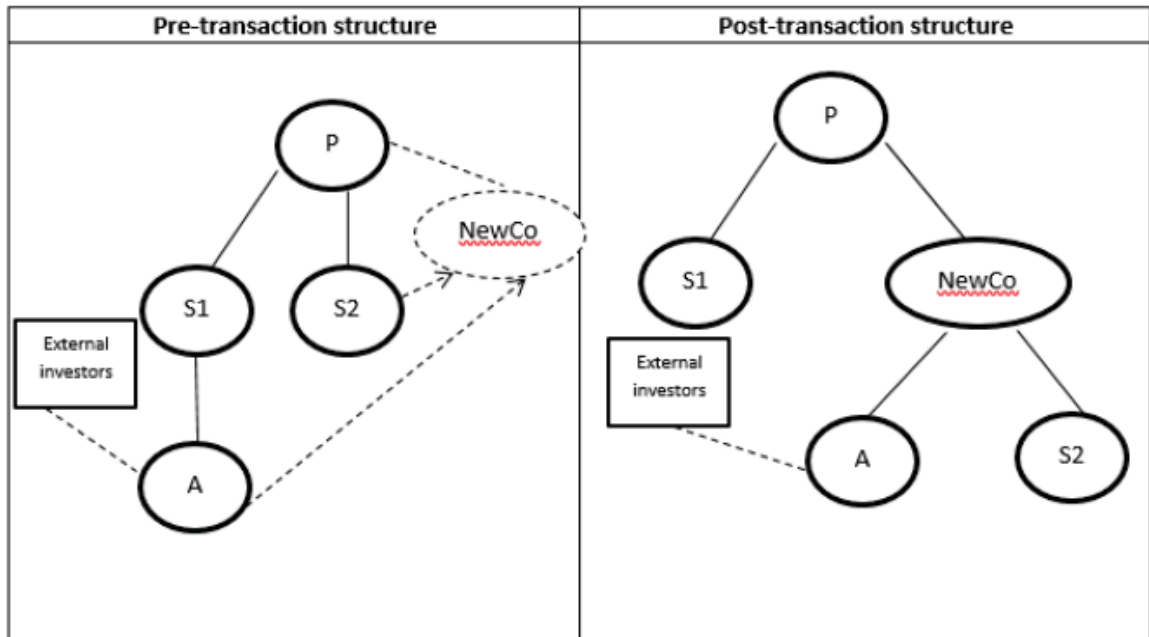
13. IAS 第 28 号第 32 項では、投資原価と投資先の識別可能な資産及び負債の正味の公正価値に対する企業の持分との差額をのれん又は収益として処理することを要求している。しかしながら、共通支配下の取引においては、当該差額のうち一部又は全部が株主との資本取引を意味する場合もあり得る。
14. IAS 第 28 号は投資の原価について定義していないため、IASB スタッフは、特定の事実及び状況によっては、投資に資本抛出や分配が含まれることになると考えるが、投資原価は投資先の識別可能な資産及び負債の正味の公正価値に対する企業の持分と一致するであろうと考えている。
15. IASB スタッフは、当該取引を会計処理するにあたり、企業が株主との資本取引が含まれているかを評価し、投資原価を決定する必要があると考えている。

(IAS 第 28 号を適用することにより、不適切な結果や機会を招くことになるか)

16. 2013 年の IFRS-IC 会議において、一部の IFRS-IC メンバーは、当該取引に対して IAS 第 28 号を適用することにより、第 18 項以降の事例において、不適切な結果を招くおそれがあることへの懸念を示した。

新設会社の子会社及び関連会社の持分を移転する場合

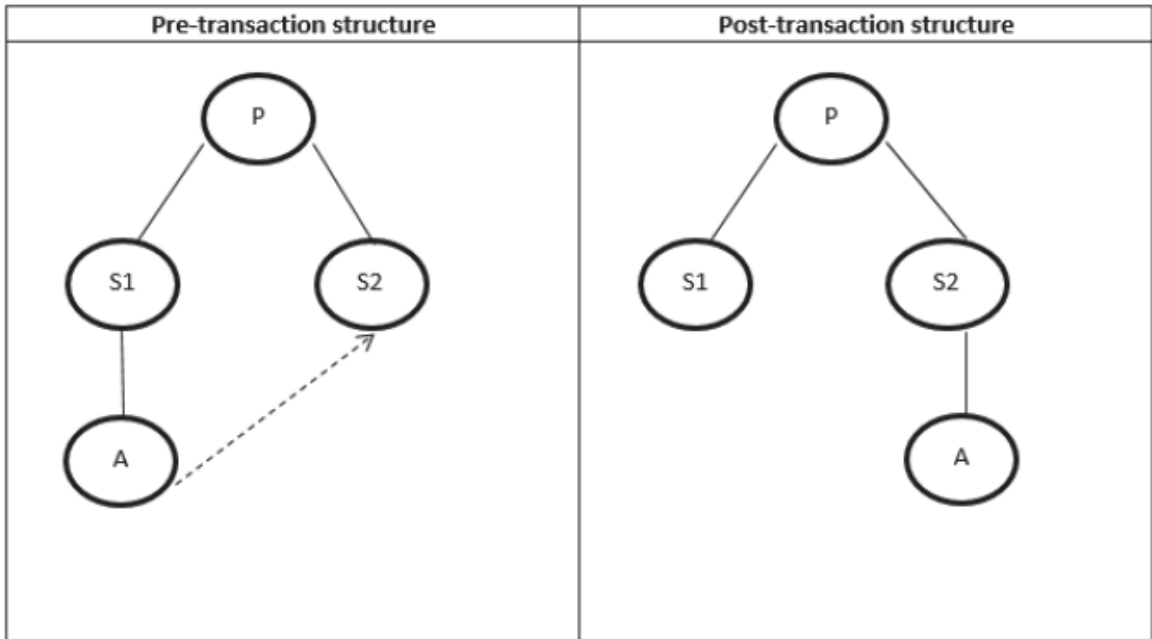
17. 新設会社を設立し、子会社及び関連会社の持分をその会社に移転する場合、新設会社は、IAS 第 28 号第 32 項を適用することで、関連会社の持分を投資先の識別可能な資産及び負債の正味の公正価値（又は原価（原価の方が高い場合））で認識する（A 社）。一方で、S2 社（子会社）の資産及び負債については、IFRS 第 3 号第 2 項(c)の範囲除外を適用することとなり、帳簿価額を引き継ぐことになるであろうと、IASB スタッフは考えている。



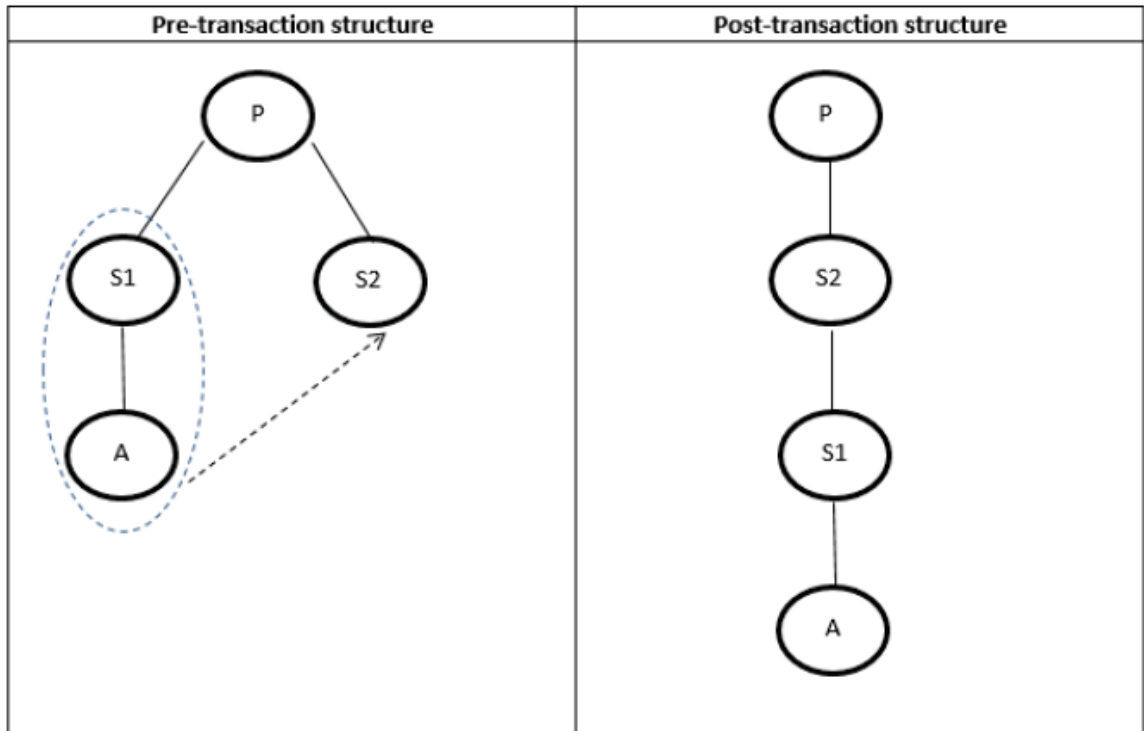
18. 前項の結果は、新設会社と子会社との関係の性質（支配）と新設会社と関連会社との関係の性質（重要な影響力）の違い、資産及び負債の連結と一行連結という会計処理の違いから生じるものであり、不適切な結果を招かないと IASB スタッフは考えている。

関連会社を直接的又は間接的に取得する場合

19. 企業が関連会社の持分を直接取得する場合、又は、関連会社を保有するホールディング・カンパニーである子会社を取得することにより間接的に関連会社を取得する場合によって、企業は異なる会計処理を選択することができるという、もう一つの懸念が挙げられている。
20. 直接取得する場合、S2 社は IAS 第 28 号を適用し、取得持分を原価で認識する。そして、S2 社は IAS 第 28 号第 32 項に従い当初原価測定調整を行う。



21. 一方で間接的に取得する場合、S2 社は直接的には子会社である S1 社を取得することになり、S2 社が IFRS 第 3 号の範囲除外を適用することになる。この点について、一部の IFRS-IC メンバーは懸念を示した。



22. しかしながら、IFRS 第 3 号は企業結合に関して、企業が 1 つ又はそれ以上の事業を取

得することと定義しているため、A社のホールディング・カンパニーであるS1社を取得したとしても企業結合には該当せず、S2社は関連会社であるA社の持分について、IAS第28号を適用することになると、IASBスタッフは考えている。したがって、IASBスタッフは、IAS第28号を適用することで、企業に対して会計処理の選択を与えているとは考えていない。

IFRS-IC 会議での議論の結果

23. IFRS-IC は、IASB スタッフのアジェンダとして取り上げないとする提案を承認した。IFRS-IC メンバーの大半は、当該取引について IAS 第 28 号の範囲であることに議論の余地はないと考えた。
24. 一部の IFRS-IC メンバーから、共通支配下の企業結合取引に関連するプロジェクトの展開を待つことを支持する声も聞かれた。ただし、当該プロジェクトが完了するまでに長い時間を要するため、他の IFRS-IC メンバーはその提案に反対した。
25. 議論の結果、スタッフ提案どおり、アジェンダとして取り上げないことが決定され、アジェンダ決定案が公表されている（公表されたアジェンダ決定案の仮訳を別紙 1 に記載している）。

今後の予定

26. IFRS-IC は、アジェンダ決定案について、2017 年 8 月 21 日までコメントを募集しており、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

IV. 当委員会による対応（案）

27. IASB のスタッフが分析しているように、当該取引について、IAS 第 28 号を適用することは明確であるため、IFRIC 解釈指針及び基準の改訂が必要でないとするアジェンダ決定を公表する IFRS-IC の対応に同意できるものと考えられる。
28. なお、共通支配下の企業結合プロジェクトの範囲について、2014 年 6 月において開催された ASAF 会議において、ASAF メンバーの過半数²は当該プロジェクトの範囲を狭め、重要な適用上の課題に注力すべきと述べている。IASB は、この ASAF 会議で述べられた意見も考慮に入れ、2014 年 6 月に当該プロジェクトの範囲を、IFRS 第 3 号の範囲か

² ASBJ は 2014 年 6 月の ASAF 会議において、当該プロジェクトの範囲についての発言は行っておらず、この「過半数」には入っていない。

ら現在除外されている共通支配下の企業結合、及びグループ再編にすることを暫定的に決定している。また、2017年3月に開催されたGPF会議においても共通支配下の企業結合プロジェクトの範囲について議論されたが、批判は聞かれなかった。

29. 以上より、IFRS-ICのアジェンダ決定案にコメントを提出しないこととしてはどうか。

以 上